

草加市における新型コロナウイルス感染防止対策を講じた公共施設の利用再開及びイベント等の開催に関する方針

令和2年5月26日

草加市新型コロナウイルス対策本部

・初めに

令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染症に係る政府の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、6月1日以降における市民等に貸出等を行っている公共施設の利用再開及び市が主催するイベント等の開催に関する方針を以下のとおり策定する。

(1) 感染状況等の確認

公共施設の利用及びイベント等の開催(以下「利用及び開催」という。)に際しては、新型コロナウイルスの新たな感染発生を防止することを必要条件とする。利用及び開催については、草加市に限らず近隣市区町、埼玉県及び東京都において新たな感染者の確認状況が警戒レベルでないことを前提とする。状況によっては、利用及び開催の延期又は休止を行う。

- ・草加市における新型コロナウイルス陽性者最終確認日 5月20日
- 10万人当たり累積新規感染者(1週間単位) 5/ 4~5/24:0.53人
- 5/17~5/30:0.60人

(2) 感染リスク管理(感染防止の対策)

「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルスのリスク管理として、施設ごとに三密(密閉・密集・密接)を回避する対策を講じるものとする。利用及び開催の許可に際しては、施設及び利用用途ごとによる感染防止対策が講じられていると認められるものに限り許可等を行う。

- ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言、国の「イベント開催制限の段階的緩和の目安」(以下「緩和目安」という。)等に準拠して、上記のガイドラインを策定する。
- ・同ガイドラインに基づき、公共施設ごとに建物の構造、利用用途に応じた感染防止策として運営管理の基準を策定する。

(3) 利用再開について

緊急事態宣言解除日及び草加市における感染者の最終確認日から、2週間程度の感染状況の経過観察を経て、利用及び開催の再開を行うものとする。

(1)・(2)の項目における基準を満たした上で、順次、施設利用を再開する。

①屋外施設(密集・密接リスクに要注意)

6月15日(月)から順次、利用再開とする。

- ・埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム(まんまるよやく)の対象外施設は6月8日(月)から順次、利用再開とする。
- ・公園駐車場、ドッグラン施設については、上記に関わらず、利用者等の集中(三密)が想定されないと判断された時点で適宜、利用再開とする。
- ・大会等の利用用途については制限を行う。

②屋内施設(密閉リスク有、密集・密接リスクに要注意)

6月15日(月)から再開

- ・施設の特性により、感染による重篤化等が懸念される施設については、必要な対策等を講じながら、利用再開の時期を個別に決定する。
- ・大会等の利用用途については制限を行う。

③イベント等

6月15日(月)から順次再開

- ・国で示した緩和目安(屋外200人、屋内100人の人数上限、収容率(50%以内・間隔)等)に基づいて判断。
- ・国で示した緩和目安の「ステップ②」以降の基準を適用した開催については、示された目安に関わらず、個別に感染防止のリスク管理の観点から慎重に検討を行った上で決定するものとする。

④学校開放(学校教育施設)

通常登校に移行された後、教育委員会の承認を得て利用再開とする。

以上